



# 山形県公報

令和元年7月19日(金)  
第22号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……291
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(地域福祉推進課) ……292
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………(商業・県産品振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……293

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁総務課) ……294
- 一般競争入札の公告……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同

### そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市町村課) ……296

## 告 示

### 山形県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地         | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|---------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人花の会<br>鶴岡市若葉町15番5号  | おからや<br>鶴岡市若葉町15番5号 | 共同生活援助      | 令和元. 6. 30 |

**山形県告示第182号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
介護ホーム みのりの里  
山形市大字漆山1835番地
- 2 変更の内容

| 指定介護機関の所在地     |               | 変更年月日      |
|----------------|---------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後         |            |
| 山形市大野目2丁目6番27号 | 山形市大字漆山1835番地 | 平成24. 8. 1 |

**山形県告示第183号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称      | 施 術 所 の 所 在 地   | 指定年月日      |
|-----------|------------------|-----------------|------------|
| 藤 原 春 美   | 在宅訪問マッサージあいのて新庄店 | 最上郡鮭川村大字石名坂63番地 | 平成31. 1. 1 |

**山形県告示第184号**

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めた。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称  
長井市第一種大規模小売店舗立地法特例区域
- 2 区域  
長井市本町二丁目2159番1、2159番3、2159番5、2159番6、2159番7、2159番10、2160番1、2160番2、2160番3、2160番4、2160番5、2160番6、2160番7、2160番8、2160番9、2161番1、2161番2・2162番合併、2161番4、2161番5、2166番1、2166番2、2166番5、2167番1、2168番1、2168番2、2171番3、2171番4、2171番6及び2171番7

**山形県告示第185号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年7月19日から同年8月2日まで縦覧に供する。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 最上郡真室川町大字川ノ内字下川原2250番2から<br>同 新町字上荒川152番16まで | 旧    | 43.0メートル<br>} 7.0  | メートル<br>315 |
| 同 上                                          | 新    | 28.5メートル<br>} 12.0 | 同 上         |

**山形県告示第186号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成31年2月22日 指令村総建第282号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第1工区（1-2区画）  
寒河江市中央工業団地1066の一部、1083-11の一部、1083-12の一部、1084-31の一部、1150-1、1152-2の一部、1152-3の一部、1156-1の一部、1184-30の一部、1195-5の一部、1197-8の一部、1197-10の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第27号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 2 老人ホームの項の表中

|              |   |             |       |
|--------------|---|-------------|-------|
| ゆうすい         | 〃 | 遊佐字木ノ下2     | を     |
| ゆうすい         | 〃 | 遊佐字木ノ下2     | に改める。 |
| 特別養護老人ホーム松濤荘 | 〃 | 菅里字菅野南山7番地1 |       |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和元年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

認定特定非営利活動法人モルヒネ友の会

(2) 代表者の氏名

井瀨 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市中央六丁目1番219号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、痛み治療のためモルヒネを長期間服用しても、依存や異常行動が起こらないことを患者自身が示し、モルヒネに対する世間の誤解や偏見等を払拭する活動をする。そして、正しい痛み治療とモルヒネの安全性を普及し、痛みに苦しむすべての人のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和元年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人花の会

(2) 代表者の氏名

茂木 薫

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市若葉町15番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての障害者及び、虐待、いじめ等により助けを必要としている人々に対して、その才能を伸ばし、生活の質の向上と自立を図り、健康増進や社会参加、安全な避難場所の提供などの支援を行うことに関する事業及び特定指定相談支援に関する事業を行い、福祉の充実に寄与し、人々が幸せに生活できる、町づくりの推進を目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、路面清掃車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局入札室（3階）

(2) 日時 令和元年8月29日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 路面清掃車 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所 長井市泉字福田2283番1号 山形県置賜総合支庁建設部泉重車両基地

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課経理係 電話番号0238(88)8222

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課経理係で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和元年8月8日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（金）午前11時までに山形県置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課経理係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証する書類を提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

- (4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Road Sweeper: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. August 29, 2019
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Okitama Government, 3-1 Koya-cho 2-chome, Nagai-shi, Yamagata-ken 993-8501 Japan TEL0238(88)8222

そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年7月19日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 佐 藤 孝 弘

1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一 部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|--------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 19           | 54  |

2 組合員数及び標準報酬月額について

| 組合員の種別                  | 一 般    | 市町村長      | 特定消防    | 市 町 村 長<br>長期組合員 | 長期組合員   | 船員一般 | 任意継続    |         |
|-------------------------|--------|-----------|---------|------------------|---------|------|---------|---------|
| 組合員数（人）                 | 14,266 | 34        | 1,405   | 1                |         | 4    | 147     |         |
| 標準報酬<br>月 額（千円）         | 長期     | 5,401,576 | 20,900  | 509,080          | 620     |      | 1,640   | /       |
|                         | 短期     | 5,704,186 | 27,560  | 509,140          | 930     |      | 1,640   | 52,190  |
| 1人当たり<br>標準報酬（円）<br>月 額 | 長期     | 378,632   | 614,705 | 362,334          | 620,000 |      | 410,000 | /       |
|                         | 短期     | 399,844   | 810,588 | 362,377          | 930,000 |      | 410,000 | 355,034 |

3 組合職員の数について

（単位：人）

| 経 理 単 位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員     | 20  | 4   | 11  | 3   | 1   | 1   | 40  |

（単位：千円）

4 各経理単位の収支状況について

| 区 分             | 短 期        | 厚生年金<br>保 険 | 退職等年金     | 経過的長期   | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付    | 物 資    |
|-----------------|------------|-------------|-----------|---------|----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| (収 入)           |            |             |           |         |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 負 担 金           | 4,732,156  | 13,333,969  | 694,238   | 151,486 |                |                | 193,180 | 306,319 |         |         |        |        |
| 掛 金 ・ 保 険 料     | 4,775,124  | 8,394,808   | 694,231   |         |                |                |         | 181,039 |         |         |        |        |
| 施設収入・商品売上       |            |             |           |         |                |                |         |         | 319,549 |         |        |        |
| 連 合 会 交 付 金     | 478,618    |             |           |         |                |                | 84,785  |         |         |         | 287    |        |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 | 198        |             |           |         | 647            | 23,167         | 35      | 80      | 11      | 226,883 | 1      | 2      |
| そ の 他 収 入       | 68,211     |             |           |         |                |                | 87      |         | 2,700   | 1       | 32,175 | 37,996 |
| 他経理からの繰入金       |            |             |           |         |                |                | 29,366  |         | 71,000  |         |        |        |
| 前年度繰越支払準備金      | 668,850    |             |           |         |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 計               | 10,723,157 | 21,728,777  | 1,388,469 | 151,486 | 647            | 23,167         | 307,453 | 487,438 | 393,260 | 226,884 | 32,463 | 37,998 |
| (支 出)           |            |             |           |         |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 給 付 金           | 4,503,220  |             |           |         |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 役 職 員 給 与       |            |             |           |         |                |                | 125,431 | 24,763  | 128,391 | 16,976  | 7,196  | 9,001  |
| 旅 費 ・ 事 務 費     |            |             |           |         |                |                | 14,011  | 1,800   | 3,918   | 1,683   | 1,325  | 1,267  |
| 商品仕入・飲食材料費等     |            |             |           |         |                |                |         |         | 88,884  |         |        |        |

|            |            |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
|------------|------------|------------|-----------|-----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 委託費        |            |            |           |     |         |        |         |         |         | 4,071   | 20      | 20      | 4,635  |
| 支払利息       |            |            |           | 647 |         |        |         |         |         |         |         | 155,833 | 19,683 |
| 連合会払込金     | 126,010    |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         | 2,700  |
| 負担金払込金     |            | 13,333,969 | 694,238   |     | 151,486 |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 掛金払込金      |            | 8,394,808  | 694,231   |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 事務費負担金払込金  |            |            |           |     |         |        |         |         |         | 85,823  |         |         |        |
| 連合会拠出金     | 357,744    |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 老人保健拠出金    |            |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 退職者給付拠出金   | 21,118     |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 前期高齢者納付金   | 1,910,993  |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 後期高齢者支援金   | 2,015,501  |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 病床転換支援金    | 10         |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 介護納付金      | 838,256    |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 他経理への繰入金   | 29,366     |            |           |     |         |        |         |         |         | 71,000  |         |         |        |
| その他支出      | 5,622      |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         | 8,826   | 5,646  |
| 次年度繰越支払準備金 | 682,240    |            |           |     |         |        |         |         |         |         |         |         |        |
| 計          | 10,490,080 | 21,728,777 | 1,388,469 | 647 | 151,486 | 23,167 | 309,290 | 464,213 | 376,933 | 183,338 | 36,402  | 24,096  |        |
| 当期利益金      | 233,077    | 0          | 0         | 0   | 0       | 0      | △ 1,837 | 23,225  | 16,327  | 43,546  | △ 3,939 | 13,902  |        |



5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について (単位：千円)

| 区分      | 分  | 短期        | 厚生年金<br>保 | 厚生年金<br>保 | 退職等年金  | 経過的長期 | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業務      | 保健      | 宿泊        | 貯金         | 貸付        | 物資      |
|---------|----|-----------|-----------|-----------|--------|-------|----------------|----------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|
| (資産)    |    |           |           |           |        |       |                |                |         |         |           |            |           |         |
| 流動      | 資産 | 2,389,996 | 1,315,500 | 1,315,500 | 88,716 | 625   | 647            | 1,400,864      | 435,080 | 587,315 | 532,552   | 2,876,871  | 109,796   | 416,172 |
| 固定      | 資産 |           |           |           |        |       | 1,388,000      | 1,320,696      | 1,787   | 907     | 987,234   | 21,995,114 | 2,476,104 | 201     |
|         | 計  | 2,389,996 | 1,315,500 | 1,315,500 | 88,716 | 625   | 1,388,647      | 2,721,560      | 436,867 | 588,222 | 1,519,786 | 24,871,985 | 2,585,900 | 416,373 |
| (負債・資本) |    |           |           |           |        |       |                |                |         |         |           |            |           |         |
| 流動      | 負債 | 14,889    | 1,315,500 | 1,315,500 | 88,716 | 625   |                |                | 5,243   | 24,563  | 16,295    | 23,572,663 | 78        | 2,168   |
| 固定      | 負債 | 682,240   |           |           |        |       | 1,388,647      | 2,721,560      | 78,222  | 23,761  | 71,232    | 6,500      | 1,935,179 | 271,498 |
| 剰余      | 金  | 1,692,867 |           |           |        |       |                |                | 353,402 | 539,898 | 1,432,259 | 1,292,822  | 650,643   | 142,707 |
|         | 計  | 2,389,996 | 1,315,500 | 1,315,500 | 88,716 | 625   | 1,388,647      | 2,721,560      | 436,867 | 588,222 | 1,519,786 | 24,871,985 | 2,585,900 | 416,373 |

令和元年7月19日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年7月19日発行 発行人 山形県